

## 入 札 心 得 書

- 1 入札参加者は、入札公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、高知県立あき総合病院の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて記入してください。代理人が入札する場合は、本人の住所、氏名を記入し、その下に代理人と記載し、住所、氏名を記入して、代理人の印鑑のみを押印してください。
- 5 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
  - (1) 代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき。
  - (2) 入札に際し、不正の行為があったとき。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき。
  - (4) 入札書の氏名（法人にあっては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
  - (5) 入札書の金額を訂正しているとき。
  - (6) 入札公告又は本心得書事項に違反したとき。
  - (7) 入札担当者の指示に従わないとき。
  - (8) 電報による入札
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。
- 7 開札の結果、高知県立あき総合病院の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによって落札者を定めます。
- 8 落札者が、落札決定の日から起算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となります。
- 9 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、高知県公営企業局契約規程第23条（契約保証金の免除）に該当する場合は、契約保証金を免除するものとします。  
なお、この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 10 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。ただし、現金で納付した契約保証金は、落札者の契約保証金を充当する旨の申し出があった場合で、落札者が納入期限までに売買代金（契約保証金額を除いた額）を完納したときに売買代金の一部に充当できるものとします。
- 11 売買契約締結後、落札者に対し、売買代金（契約保証金を充当する旨の申し出があった場合は、契約保証金額を除いた額）について、高知県公営企業病院事業財務規程第26条の規定により作成した納入通知書を交付するものとします。
- 12 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、高知県立あき総合病院に帰属することになります。
- 13 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、高知県公営企業局契約規程及び高知県公営企業局病院事業財務規程の定めるところによって処理します。